

稲城市告示第89号

市長の資産報告書に係る意見書の閲覧について

稲城市市長の資産報告書審査会から令和8年7月8日付けで提出された令和8年市長の資産報告書に係る意見書を、稲城市市長の資産等公開条例（平成4年稲城市条例第34号）第7条第1項の規定により市民の閲覧に供するので、稲城市市長の資産等公開条例施行規則（平成5年稲城市規則第12号）第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月15日

稲城市長 高 橋 勝 浩

- 1 閲覧開始日 この告示の日
- 2 閲覧場所 稲城市役所（5階）総務部文書法制課窓口
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで